主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の要旨は、

- (一) 原審は、神奈川県中郡 a 町 b c 番地において抗告人代表者代表取締役 A に対し昭和二十六年十一月二十八日午前十時の本件競売期日の通知をなしたとして競売を実施しこれに基き木件競落許可決定を言い渡したが、抗告人の住所は東京都大田区 d e 丁目 f 番地にあつて右通知の場所になく、又代表者 A も昭和二十六年八月から後は右場所に居住していない。前記通知は、同人の家族が同人の名において受け取つたもので、抗告人に対する適法な通知ということができない。
- (二) 本件競売の目的たる建物については、昭和二十四年三月十七日からBにおいて賃借居住し、現に賃貸借関係があるのにかかわらず、本件競売期日の公告にこれを記載せず、却つて賃貸借なしと記載したのは違法である。
- (三) 本件競落価額は、甚しく低廉で鑑定人の評価額の三分の一にも足らない。もつとも従前の競売期日において許すべき競売価額の申出がたかつたとの理由で当初の最低競売価額は再三低減せられた模様であるが、いやしくも財産権は憲法の保障しているものであるから、たとえ前例があるからといつてその実価以下に書下げるということは所有権の侵害であつて、この点に関する原審の措置は、憲法に違反しかつ新憲法下における経済上及び事情変更の大原則を無視せるものであって、ひつ竟民事訴訟法第六百五十五条により適法に最低競売価額を定めなかったものというの外ない。しかも競落人では単なるロボットであつてその背後にある口は、近告人代表者Aと特殊の事情あり感情上本件最低競売価額の再三の低減をまつて競落人をして競落せしめたるものの如く、正当なる競落による競売とは到底認められない。
- (四) 競売物件中附属第二、三の物件は、現存しているのにかかわらず現存しないものとして競売を実施したのは違法である。
 - よつて「原決定を取り消す。本件競落を許さない。」との裁判を求める。 というにあつて、疏明として、登記薄抄本並びに住所寄留薄謄本を提出した。 しかしながら、
- (二) Bがその家族と共に本件家屋に居住していることは横浜地方裁判所小田原支部執行吏Eの報告書により、又、同人が昭和二十四年三月十七日東京都大田区は町e丁目 f 番地から神奈川県中郡a町bc番地に転寄留したとして同日その旨の届出をなしたことは抗告人提出の住所寄留簿謄本により、それぞれ明らかであるが、同人を賃借人とする賃貸借関係の存在することは、これを認むべき疏防方法なく、却つて前記報告書によれば、同人はAの実弟であつて本件家屋に居住しているが、その間賃貸借関係のないことが明らかであるから、抗告人の抗告理由(二)は理由がない。
- (三) 不動産競売手続において最低競売価額は絶対的な法定売却条件をなしており、従つてこれに達しない競売価額の申出は許されないし、誤つて競売が行われたとしてもこれに基く競落は許されない。これ競売の目的物件が不当に廉売されるとを防止せんことする趣旨であつて、不当に廉売することは、債権者債務者の利益は勿論、社会経済上も好ましくないからである。そしてこれがため法律は最低競売価額を定めるにつき慎重を期し予め鑑定人をして競売に付すべき不動産の評価をな

さしめその評価額を以て最低競売価額とすることにしてい〈要旨第一〉る(民事訴訟法第六百五十五条、競売法第二十八条参照)。しかしながら最低競売価額で競買の申出がない場合〈/要旨第一〉裁判所はその意見を以てこれを相当に低減し新競売を行うべきこともまた法律の規定するところであつて(民事訴訟法第六百七十条、競売法第三十一条参照)、なる程この間隙に乗じて競買人が相い謀つて低価に競落せんと企てる虞れは必ずしも絶無ではないであろうけれども、かかる事実が明白になつた時は、競売の本質にたがうものとしてその競落を不許とすればよいのであつて、これがため、右法律の規定を憲法に反する無効のものということができない。

(四) 鑑定人Eの鑑定書によれば、本件競売の目的物件中附属第二号木造瓦葺平家居宅建坪十坪、附属第三号木造亜鉛葺平家茶室建坪三坪は現存しないことが明らかであるので、原裁判所がこしを現存しないものとして競売を実施したのは相当であつて、抗告人の抗告理由(四)は理由がない。

(五) その他記録を精査するも、本件競売手続には原決定取消の事由となすに 足る違法の点を発見することができない。

よつて、抗告人の抗告を理由なしとし主文のとおり決定した。 (裁判長判事 大江保直 判事 梅原松次郎 判事 猪俣幸一)